

# 鍛冶ヶ谷集会所利用規約

鍛冶ヶ谷町内会  
運営委員会

## 1. 集会所の目的

集会所は、町内会活動や地域住民等の集会、会合、サークル活動等に広く供し、地域コミュニティの醸成を目指す。

## 2. 利用者の範囲

集会所は、当町内会会員の他、町内会会員以外の個人及び団体も利用出来るものとする。

## 3. 集会所の休館日

原則として、8月13日から8月16日と12月29日から1月3日までを休館日とする。

運営委員会は臨時に休開館日を定めることが出来るものとする。

## 4. 集会所の利用時間

原則として、午前9時から午後9時まで。

## 5. 利用申し込み

### (1) 申し込み方法

- ① 利用月の前々月の1日から月末まで利用の受付を電話（後日申込書提出）又はFAX（申込書）にて行います。
- ② 利用前月の1日に決定する。
- ③ 但し1日が休館日の時は翌日とする。
- ④ 利用希望日が重複した場合は、抽選により決定し、その結果を連絡する。
- ⑤ 当月の空き部屋がある時は、随時の申し込みができる。
- ⑥ 利用承諾書の発行。

### (2) 申し込み先（集会所管理人）

- ① 前々月の1日から月末までに、下記の所へ申し込む  
氏 名 電 話

## 6. 利用料

- (1) 利用料金は、別表の通りとする。
- (2) 利用料金は鍵の受領時に収めるものとする。

## 7. 禁止事項

- (1) 住居として使用する事。
- (2) 営利目的の行催事。
- (3) 宗教の布教・勧誘。
- (4) 騒音・その他近隣住民等に迷惑を及ぼす恐れのある行為。
- (5) 湯沸室での炊飯（原則集会室での会食禁止）。
- (6) 喫煙。
- (7) その他公序良俗に反すること。

8. 利用者の厳守事項
  - (1) 鍵の事前受理。
  - (2) ガス、電気及び鍵の施錠等の安全確認。
  - (3) 集会所内の整理整頓、清掃。
  - (4) 備品等の設営及び収納。
  - (5) 鍵の返却。
9. ゴミの持ち帰り厳守悪質な違反者に対しては、以後の利用を停止する。
10. この規約は運営委員会において決定する。

付則 この規約は、平成 21 年 02 月 01 日から施行する